状況の下で，かつ短期間に制定されたのであり，スタートとしては，やむを得ないものであったという意味で合理的裁量の範囲内にあったと理解されるが，そのことから常に１対2.62以内の較差が憲法上許容されているということにはならない。）から，２倍は理論的，絶対的な基準とまではいえないように思われる。しかし，２倍という数値は，常識的で分かりやすい基準であり，国会議員選挙における投票価値の平等といった，全国民に関係する，国政の基本に関わる事柄について，基準の分かりやすさは重要であるから，著しい不平等かどうかを判定する際の目安としては重視すべきであると考える（平成21年大法廷判決金築誠志裁判官補足意見参照）。

これに対して，二院制の下での参議院の独自性を根拠に，参議院では衆議院とは異なり，厳格な人口比例原理が適用されず，あるいは適用すべきでないと主張されることがある。しかし，憲法が参議院について定めるのは，衆議院のほかに参議院を置くこと（42条），参議院議員の任期を６年とし，３年ごとに半数を改選すること（46条）及び参議院には解散がないことだけであり，二院制の下で参議院の独自性が求められるとしても，その基本となるのは，憲法の定めによって生じる参議院の比較的な安定性に由来するものに限られ，その他の独自性は立法政策により設定されるものにすぎず，したがって，選挙制度に対する最も基本的な要求である投票価値平等原則の制約を受けるものである。

昭和22年制定の参議院議員選挙法以来，地方選出議員（選挙区選出議員）については，都道府県を単位とする選挙区において選出されるものとしている。都道府県が歴史的にも政治的，経済的，社会的にも独自の意義と実体を有し一つの政治的まとまりを有する単位として捉え得ることから，都道府県を選挙区とすることには一定の合理性があるということができるが，しかし，なお投票価値平等原則の制約を受けることには変わりがない。また，参議院議員選挙法における地方選出議員は，都道府県の住民の利益を代表する地域代表ではなく，国会が広く地方の実情を把握し，また，有用な多種，多様な人材を参議院議員として確保するには，各地方の選挙区から選出する途を設けるのが望ましいとの位置付けで設けられた制度であり，そのこと自体を参議院の独自性の重要な要素とするのは，制度の趣旨に反するものといわなければならない（平成21年大法廷判決田原睦夫裁判官反対意見参照）。

６　最高裁昭和49年（行ツ）第75号同51年４月14日大法廷判決・民集30巻３号223頁は，昭和47年12月10日に行われた衆議院議員の千葉県第一区における選挙について，公職選挙法の選挙区及び議員定数の定めが当該選挙当時において全体として違憲とされるべきものであったとしながら，いわゆる事情判決の法理に従って，当該選挙は憲法に違反する議員定数配分規定に基づいて行われた点において違法である旨を判示するにとどめ，選挙自体はこれを無効としないものとした。同判決は直接には衆議院議員を対象とするものではあるが，そこで採用された事情判決の法理は本件のような参議院議員選挙にも同様に適用されるべきものであり，このことは平成16年大法廷判決，平成18年大法廷判決及び平成21年大法廷判決の反対意見が一様に事情判決の法理の適用を説示していることからもうかがわれるところである。

事情判決の法理の適用については，定形的に請求棄却の事情判決を繰り返すほかはないとの見解があるが正当ではなく，具体的事情のいかんによっては当該選挙を無効とする判決の可能性があることが前提となっていると理解すべきである。こうした例としては，議員定数配分規定が憲法に違反するとされながらいわゆる事情判決の法理に従った処理をされた場合には，そこではその後当該規定につき立法府による是正がされることの期待の下に，この是正の可能性の存在と，当該規定改正の審議については当該違法とされた選挙に基づいて当選した議員も参加してこれを行うことが妥当であると考えられることなどが比較衡量上の重要な要素とされていたものと推察されるから，同判決後も相当期間かかる改正がされることなく漫然と放置されている等，立法府による自発的是正の可能性が乏しいとみられるような状況の下で更に新たに選挙が行われたような場合が想定される（最高裁昭和56年（行ツ）第57号同58年11月７日大法廷判決・民集37巻９号1243頁の中村治朗裁判官反対意見参照）。

ただし，上に述べたことは，ひとたび事情判決がなされた場合には，同一の定数配分規定による選挙については再度の事情判決が許されないということではない。例えば，事情判決が出された後，短期間の後に選挙が行われ，定数規定改正のための検討がほとんど不可能であったような場合には，再度の事情判決を行うことが，事情判決の法理を認めた趣旨に合致するといえる。

ところで，将来において事情判決の法理が適用されずに定数配分規定の違憲を理由とする選挙無効判決が確定した場合には，その判決の対象となった選挙区の選挙が無効とされ，当該選挙区の選出議員がその地位を失うことになる以上，その欠員の補充のための選挙が必要となる。その場合の選挙の具体的方法については，公職選挙法109条４号の再選挙によるのか又は特別の立法による補充選挙として実施するのか，憲法に適合するように改正された定数配分規定に基づいて行うのか又は改正される定数配分規定とは別に先行的な措置として行うのか等の検討が必要となるものの，少なくとも，特別の立法による補充選挙を先行的な措置として行うことについては憲法上の支障はなく，また，その他の方法についても立法上の工夫により憲法上支障なく実施することも可能であると考える。

本判決において，全裁判官が一致して違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っていたとされた本件定数配分規定については，その速やかな是正を図ることが立法府として憲法の要請に応えるものであるが，更に，選挙制度の策定に広範な裁量権が認められた立法府として，選挙無効判決が確定するという万一の場合に生じ得る混乱を最小限に抑えるため，欠員の補充のための選挙についての立法措置についても検討を始めることが今後必要となるものと思われる。

７　以上により，私は，本件定数配分規定は，本件選挙当時，違憲であり，いわゆる事情判決の法理により，請求を棄却した上で，主文において本件選挙が違法である旨を宣言すべきであると考える。

最高裁判所大法廷

裁判長裁判官　竹﨑　博允
裁判官　田原　睦夫
裁判官　櫻井　龍子
裁判官　竹内　行夫
裁判官　金築　誠志
裁判官　須藤　正彦
裁判官　千葉　勝美
裁判官　横田　尤孝
裁判官　白木　勇
裁判官　岡部喜代子
裁判官　大谷　剛彦
裁判官　寺田　逸郎
裁判官　大橋　正春
裁判官　山浦　善樹
裁判官　小貫　芳信

当事者目録

上告人　植松　健一
同訴訟代理人弁護士　高野　孝治
古津　弘也
升永　英俊
久保利英明
伊藤　真
被上告人　島根県選挙管理委員会
同代表者委員長　津田　和美
同指定代理人　青野　洋士
佐久間健吉
近藤　裕之
横山　真通
箕浦　桃子
樽井　勉
大原　高夫
小野村　悟
大賀　美恵
杉田　隆夫
広江　博
板持　裕二
吉山　治
藤井　晴男
栗山　政和
栗原　郁人
山根　敏雄

上告人太田一三，被上告人石川県選挙管理委員会間の選挙無効請求事件について，平成24年10月17日大法廷において次のような判決があった。（最高裁判所）

平成２３年（行ツ）第１７１号

判　決

当事者の表示　別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の名古屋高等裁判所金沢支部平成22年（行ケ）第１号選挙無効請求事件について，同裁判所が平成23年２月28日に言い渡した判決に対し，上告人から上告があった。よって，当裁判所は，次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。